

仙台市公園照明灯 LED 化事業
募集要項

令和4年6月
仙台市

仙台市公園照明灯 LED 化事業 募集要項

目次

1. 募集の趣旨	P 1
2. 事業概要	P 1
3. 業務範囲	P 3
4. 応募条件	P 6
5. 応募に関する留意事項	P 8
6. 事業者選定の流れ	P 9
7. 事業全体スケジュール（予定）及び提出書類	P 9
8. 提案書における提示条件	P 13
9. 提案提出書類作成要領	P 14
10. 評価及び評価結果の通知	P 15
11. 契約に関する事項	P 18
12. 事業実施に関する事項	P 18
13. 配布資料	P 22
14. 工事仕様	P 23
15. 工事計画	P 23
16. 灯具の仕様	P 23

1. 募集の趣旨

本市が管理する公園照明灯は、令和4年6月現在、約3,500灯となっており、このうちLED灯については、新設や更新の際に一部導入しているが、その割合は約10%に止まっている。

LED灯は、近年、性能の向上や価格の低下が見られ、導入によって維持管理費の低減や環境面で大きな効果が見込めることから、既に設置している施設について計画的に導入することとした。

LED化の推進にあたっては、業務委託方式により実施するものとし、工事・維持管理に関する提案を受け、本市にとって最も効果をもたらすと考えられる提案者を選定する為、公募型プロポーザル方式により募集を行うものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った応募者を優先交渉権利者として、本市と事業契約の締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、事業に係る契約の締結、事業の実施を行っていくものとする。

2. 事業概要

(1) 事業名称

仙台市公園照明灯LED化事業

(2) 契約形式

業務委託契約

(3) 業者選定方式

公募型プロポーザル方式

(4) 契約者

仙台市

(5) 契約期間

契約締結日から令和15年3月31日まで

(6) 事業場所

仙台市一円

(7) 事業対象施設（以下「本設備」という）

照明器具, LEDモジュール制御装置, アダプター, 自動点滅器及びその他関連機器

[公園照明灯数量表]

灯具		容量	灯数
街路灯型	水銀灯	～100W	176灯
		101～200W	614灯
		201～300W	967灯
		301～400W	39灯
		401～500W	5灯

		不明	185 灯
	蛍光灯	42W	6 灯
	無電極	50W	6 灯
		140W～160W	101 灯
		300W	6 灯
		不明	4 灯
		セラミックメタルハライド	～100W
	メタルハライド	101～200W	12 灯
		750W	5 灯
		～100W	12 灯
	高圧ナトリウム灯	180～220W	20 灯
		70W	3 灯
	その他	180W	15 灯
		90W	1 灯
	不明	225W	1 灯
		200～300W	10 灯
		不明	16 灯
デザイン灯型	水銀灯	～100W	9 灯
		101～200W	76 灯
		201～300W	97 灯
		301～400W	24 灯
		415～425W	6 灯
		不明	9 灯
	蛍光灯	100W	2 灯
		250W	1 灯
		300～330W	30 灯
		400～435W	4 灯
		不明	1 灯
	セラミックメタルハライド	～100W	4 灯
		101W～200W	18 灯
	その他	175W	8 灯
	不明	115～175W	14 灯
デザイン2灯型	水銀灯	100～200W, 442W, 500W ほか	82 灯
フットライト型	水銀灯, 蛍光灯, 無電極ほか	～100W	249 灯

地中埋込型	蛍光灯ほか	10W, 70W, 400W	69 灯
添架型	水銀灯ほか	-	14 灯
投光器型	メタルハライド, 蛍光灯ほか	10~170W ほか	20 灯
壁埋込型	蛍光灯	9W	150 灯
防犯灯型	水銀灯ほか	-	18 灯
LED 灯			423 灯
合計			3,551 灯

(8) 事業費限度額

金 500,000,000 円 (消費税及び地方消費税額を含む)

債務負担行為 (令和 5 年度から令和 14 年度まで)

(9) 事業内容

本市と本事業に関する契約を締結した者 (以下、「事業者」という。) は、契約期間本設備について、善良なる注意義務をもって、自らの費用負担により以下に示す各種業務を本市に提供する。

- ア 現地調査
- イ 電力契約の確認・変更申込
- ウ 公園照明灯データの取りまとめ作業
- エ 公園照明灯管理プレートの設置
- オ 計画・施工・施工管理
- カ 既存公園照明灯設備の撤去・リサイクル・廃棄処分
- キ 本設備の維持管理 (修繕等)
- ク 本事業終了後の本設備の所有権帰属
- ケ その他

3. 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 現地調査

- ア 既設公園照明灯の位置及び情報を調査する。(所在地, 引込み柱, 分電盤, 公園照明灯の管理番号・電柱番号等, 施工・維持管理上必要となる各種情報)
- イ 既設公園照明灯の設備を調査する。(灯具の仕様・種類, アダプターの必要性の有無, 灯数, 柱の形状・腐食等)
- ウ 既設公園照明灯は, 調査時に写真撮影を行うものとする。(全景, 近景, 電柱番号, 既設管理番号, 柱腐食等の問題箇所等)
※不足情報については, 現地調査にて把握すること。
- エ 昭和 53 年以前に開園した公園 (139 公園) の約 190 灯の公園照明灯について, 銘

板判定による PCB 使用安定器の有無の確認を行う。調査は、一般社団法人日本照明工業会が示す「PCB 使用照明器具の確認方法と処理方法」に従うこと。

(2) 電力契約の確認・変更申込

- ア 電力会社と緊密な連携のもと、本設備に係わる電力契約の調査及び確認を行う。
- イ LED 化に伴う契約変更の申込み。

(3) 公園照明灯データの取りまとめ作業

上記(1)及び(2)で調査を行った際のデータについては、現在仙台市がシステム構築中の「仙台市都市公園台帳管理システムクラウド型 GIS」に取り込む予定としている。本事業のデータについては市と調整の上取りまとめをおこない、データを提供すること。なお、取りまとめの際の必須項目は次のとおりとする。

- ア 位置情報 GIS データ (照明灯設置位置, 引込柱位置, 分電盤位置, 電柱位置)
- イ 公園照明灯概要 (管理番号, 設置年, 引込柱番号, 電柱番号, 灯具の仕様・種類, 灯具 W 数, 灯数, 柱の形状)
- ウ 電力契約情報 (店所番号, 契約番号, お客さま番号, 請求番号, 契約種別, 契約容量, 契約灯数, 引込状況等)
- エ その他 (見取図, 写真等)

(4) 公園照明灯管理プレートの設置

- ア (3)により作成する公園照明灯データをもとに、管理番号を表記したプレートを既存 LED 灯も含む全ての公園照明灯に設置する。その際、既存プレートがあるものは撤去する。
- イ プレートの材質は、高分子系材料の場合は、紫外線などによる対候性能について、JIS A 1415 (2013 年)での試験をクリアしていること。また、金属系の場合は、錆の発生が無いこと。
- ウ プレートの字は、経年による劣化が少なく、文字の視認が容易であること。
- エ 管理銘板はステンレスバンドで地表 2 m 前後の位置に取り付ける。ステンレスバンドで取り付けられないものに関しては、本市と調整すること。
- オ プレートの材質、寸法は事業者の提案内容によるものとする。
- カ プレートには下記が確認しやすいデザインとする。詳細については本市と調整のうえ決定すること。

①各区名

②管理番号

(5) 計画・施工・施工管理

- ア 設備の設置は、関係行政機関の指導及び関係法規を遵守すること。
- イ 現場の安全や公園利用者に十分配慮した施工計画を策定し、施工・施工管理をおこなうこと。
- ウ 使用する灯具や電球は、本市が指定する仕様・規格を満たすものとし、そのほか

施工に必要な資材（自動点滅器・取付器具・消耗品等）についても併せて手配する。自動点滅器及びその取り付け器具は、既存のものを撤去及び処分を行い、新規設置を行うこと。

- エ 本市は令和4年度及び令和5年度に、別途業務において灯具以外の公園照明灯の更新工事を予定している。（本年度約100灯、来年度灯数未確定）その照明灯の灯具の施工は、公園照明灯更新工事受注者が行うため、本事業では本設備の供給のみを行うこと。ただし、灯具の施工以外の業務については、他の照明灯と同様に本事業で行うこと。

（6）既存公園照明灯設備の撤去・リサイクル・廃棄処分

既存公園照明灯設備の撤去及び処分については、再資源化を基本とし、関係行政機関の指導及び関係法規を遵守し実施する。撤去品を項目ごとにそれぞれ、再資源化の具体的な方法について報告すること。ただし、撤去した安定器が上記（1）の現地調査により、PCBを含むものであった場合または銘板が読めず PCB 含有の有無が判別不能だったものは、本市が指定する場所へ運搬すること。なお、（5）エに記載の別途業務による公園照明灯の更新工事に伴う灯具の処分についても、本事業に含むこと。

（7）本設備の維持管理（修繕等）

- ア 本設備の維持管理は、既存のLED灯、本事業で設置したLED灯、維持管理業務開始後に本市が新たに設置した公園照明灯を対象に実施する。なお、維持管理業務開始後に本市が新たに設置する公園照明灯は100灯程度（年間10灯程度）を想定している。

- イ 維持管理は、維持管理計画書を作成のうえ、実施する。

- ウ 本設備の修繕は、異常を確認した場合や本市からの連絡により実施する。本市からの連絡は平日の午前8時30分から午後5時まで受け付けることとする。

- エ 修繕については、異常を確認した日又は依頼を受けた日から起算して原則3日以内に実施する。ただし、第三者被害の発生又は発生が予測されるときなど、緊急を要する場合は速やかに対応する。修繕に要する費用は、その損害の原因により事業者ないし本市が負担することとする。

①事業者が費用負担する場合

- ・公園照明灯の製品としての不具合又は瑕疵による故障及び機能不全
- ・火災、落雷、破損、盗難、雪害・風害、いたずら・破壊行為、台風等による洪水・土砂崩れ等、車両の接触・衝突、電氣的・機械的事故など、偶然、外来、且つ急激な事故によって生じた損害

②本市が費用負担する場合

- ・清掃、近接樹木の伐採、除雪など本市又は本市の依頼による作業者の責による損害
- ・地震、噴火及びこれらに起因する津波による損害

- ・戦争，暴動，変乱による損害
 - ・その他①以外で，事業者の責に因らない損害
- オ 事業者は，苦情件数や修繕実績など本設備の維持管理実績について，定期的に本市に報告するものとし，本市は，維持管理が計画どおり履行できていない若しくは不十分であると認める場合，事業者に対して改善措置を命ずる。
- カ 事業者は，維持管理対象照明灯に起因し第三者損害が発生した場合，本市に報告の上賠償を行う。
- キ 本市は維持管理期間中，支柱の劣化等によって公園照明灯を建て替えることがある。

(9) 本事業終了後の本設備の所有権帰属

事業者は，契約期間終了後，本設備を本市に無償で帰属するものとし，所有権移転など必要な手続きを行う。

(10) その他

個々の設備の施工が完了した時点から使用を開始することとし，維持管理期間開始までに障害が発生した場合は，事業者の責において修復すること。

4. 応募条件

(1) 応募者の役割

ア 応募者は，次の役割をすべて担い，企業グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとする。

(ア) 事業役割

本市との対応窓口となり，契約等の諸手続を行い，事業遂行の責を負う。

(イ) 調査役割

調査に関する業務を担う。

(ウ) 施工役割

計画・施工・維持管理に関する業務を担う。

(エ) その他役割

上記(ア)～(ウ)以外の維持管理，設備の供給，金融などに関する業務を各々実施する。

イ 事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は，企業間の事業役割に関する合意書を別途本市に提出すること。なお，その合意書には，事業役割の構成企業全体が，本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

ウ 応募者は，応募や提案に係る諸手続のほか，優先交渉権利者となった場合の契約等に係る諸手続を行う。

(2) 応募者の要件

ア 本事業を行う能力を有する単独企業あるいは企業グループ（複数の企業の共同

体) であること。

- イ 単独で応募する場合は、事業のすべての役割を担うことができる企業であること。
- ウ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1者選定し、その者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。参加表明時は、応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- エ 応募者は、自治体の所有する公園照明灯または道路照明施設等のESCO事業、リース事業等によるLED化事業において、実績を有していること。なお、企業グループで応募する場合は、グループ内の1社がその実績を有していること。
※実績については、LED化工事が令和4年4月1日現在において完了しているものを指す。
- オ 事業役割を担う者は、参加表明時から評価結果通知までの期間、本市における競争入札参加資格を有し、仙台市内に本店又は支店、営業所を有する企業であること。役割を担う者が複数の場合は、その構成員の全てに適用する。
- カ 施工役割を担う者は、参加表明時から評価結果通知までの期間、本市における競争入札参加資格「工事」の申請種目「電気設備工事」の認定を受けている者で、本店所在地が「市内」として登録されている者であること。役割を担う者が複数の場合は、その構成員の全てに適用する。
- キ 個人情報保護に関する法律、仙台市個人情報保護条例に基づき、個人情報の安全対策について、十分に配慮できる者であること。
- ク 「仙台市環境行動計画」を踏まえ、環境負荷を低減するとともに、環境関連法令を遵守できる者であること。
- ケ 契約締結後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件などに関しては、本市と協議したうえで合意を得ること。

(3) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者の構成員となることができない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当する者。
- イ 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けている者。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中の者。
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立中又は再生手続中の者。
- オ 市内に本店、支店又は営業所を有する場合は、仙台市税及び消費税並びに地方消費税を滞納している者。市内に本店等を有しない場合、消費税及び地方消費税を

滞納している者。

カ 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる措置要件に該当している者。

キ 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者。

ク 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は本事業の公正な進行を妨げる者。

（4）市内企業の参画

仙台市中小企業活性化条例の趣旨に則り、応募者は市内中小企業の本事業への参画に十分な配慮をすること。

5. 応募に関する留意事項

（1）費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

（2）提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとし、本市が応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。なお、提出書類の返却は行わない。

（3）特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

（4）本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

（5）複数提案の禁止

応募者は、複数の提案を行うことはできない。

（6）参加表明時から契約締結時までの構成員の変更の禁止

応募者は、参加表明時から契約締結時まで構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情により、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

（7）提出書類の変更禁止

提出した書類の変更は認めない。なお、提出書類に関する参考資料の提出を、後日求める場合がある。

（8）虚偽の記載の禁止

参加表明書及び提案書への虚偽の記載は禁止とし、記載した参加表明書及び提案書は無効とする。

（9）関係者との接触の禁止

本要項に関する問合せは、事務局に行うこと。また、公募に関する質問や書類の提出などを除き、別に定める仙台市公園照明灯 LED 化事業に係る公募型プロポーザル選定委員会（以

下「選定委員会」という。)の委員及び本事業に従事する市職員との本件に関連する接触を禁止する。なお、接触の事実が認められた場合、失格となる場合がある。

6. 事業者選定の流れ

(1) 「4. 応募条件」に定める要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募条件等を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を電子メール及び文書で要請する。

(2) 最優秀提案の選定

応募者による提案説明(プレゼンテーション)を実施した上で、選定委員会が提案内容を評価し、最も高い評価を得た最優秀提案1者と次点の評価を得た優秀提案1者を選定する。

(3) 詳細協議及び事業計画書の作成

最優秀提案者は優先交渉権者となり、契約締結までの諸条件等について、本市と詳細協議を行い、事業計画書を作成する。

(4) 事業者の選定

優先交渉権者は、詳細協議成立後、本市と契約を締結し事業者となる。優先交渉権者と協議が整わない場合、本市は優秀提案者と詳細協議を行い、協議成立後優秀提案者と契約を締結する。なお、契約までの費用については、優先交渉権者、優秀提案者各々の負担とする。

(5) 事務局

本事業に係る事務局は次のとおりとする。なお、令和4年7月11日(月)より、事務局が移転するため十分注意すること。

[令和4年7月7日(木)まで]

所在地：仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市役所6階

電話：022-214-8357

FAX：022-214-8358

[令和4年7月8日(金)]

事務局移転作業中につき、問い合わせ等の対応不可

[令和4年7月11日(月)から]

所在地：仙台市青葉区二日町12番34号 オンワード樫山仙台ビル4階

電話：同上

FAX：同上

担当窓口：仙台市建設局百年の杜推進部公園管理課公園マネジメント推進係

ホームページ：<http://www.city.sendai.jp/>

電子メール：ken010220@city.sendai.jp

7. 事業全体スケジュール(予定)及び提出書類

(1) 本事業は、次の日程（予定）で行う。

	項目	日程
①	募集要項公開開始 (ホームページで公開)	令和4年6月21日(火)～
②	募集要項に関する質問受付	令和4年6月21日(火)～6月30日(木)
③	質問の回答	令和4年7月7日(木)
④	参加表明書及び資格確認書類の受付	令和4年7月11日(月)～7月15日(金)
⑤	応募者資格確認結果, 提案要請書の通知	令和4年7月25日(月)
⑥	提案書の受付	令和4年7月26日(火)～8月5日(金)
⑦	プレゼンテーション, 選考	令和4年8月18日(木)
		令和4年8月23日(火)(予備日)
⑧	最優秀及び優秀提案者の選出, 結果通知	令和4年8月26日(金)
⑨	詳細協議, 事業計画書作成	令和4年9月上旬～10月上旬
⑩	契約の締結	令和4年10月中旬
⑪	現地調査及び電力契約確認及び変更, 工事施工, 工事施工管理	令和4年10月中旬～令和5年8月下旬
⑫	維持管理	令和5年9月上旬～令和15年3月31日

(2) 本事業提案募集の手続き

ア 募集要項の公表

募集要項は、本市のホームページにて公表する。

イ 募集要項に対する質問受付・質問回答

募集要項に関する質問の受付及び回答は、次により行う。

(ア) 質問の方法

質問は、質問書(様式第1号)を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。質問1件につき1枚提出(送信)すること。

なお、電子メール送信の際は、件名を「仙台市公園照明灯 LED 化事業質問書」と記載することとし、メール送信後、電話で事務局にメールの到着を確認すること。

(イ) 受付期間

令和4年6月21日(火)午前9時～6月30日(木)午後3時まで(必着)

(ウ) 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和4年7月7日(木)にホーム

ページで公表することとし、口頭による個別対応は行わない。また、本事業の趣旨からかけ離れている質問への回答は行わない。なお、回答は本要項と一体のものとし、同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参する。

ア 受付期間

令和4年7月11日(月)～7月15日(金)

受付時間は、開庁日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。

イ 受付場所

仙台市建設局百年の杜推進部公園管理課公園マネジメント推進係
(仙台市青葉区二日町12番34号 オンワード樫山仙台ビル4階)

ウ 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを3部(正1部、副2部)提出すること。

(ア) 参加表明書(様式第2号)

企業グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

(イ) グループ構成表(様式第3号)

応募者の構成員すべてを記載のうえ、各々の役割分担(事業役割、調査役割、施工役割、その他役割(分担名を記載のこと)を明確にし、構成員の間で交わされた担当役割および連帯責任に関する契約書等の内容を添付すること。

(ウ) 履行保証書(様式第4号)

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社(親会社等)がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出すること。

(エ) 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたものを提出すること。

(オ) 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3か月以内に発行されたものを綴じたもの

(カ) 納税証明書

最新決算年度の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書。なお、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

(キ) 市税等の滞納がないことの証明書

本市に本店、支店又は営業所を有する場合は、仙台市税及び消費税並びに地

方消費税の滞納がないことの証明書を提出すること。市内に本店等を有しない場合、消費税並びに地方消費税の滞納がないことの証明書を提出すること。

(ク) 財務諸表等

最新決算年度とその前年度における次に掲げる書類を綴じたもの（写し可）。

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・法人税確定申告書（別表一，四，五）
- ・勘定科目内訳明細書

なお、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

※決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実がある場合は、それを記載した書類も提出すること。

(ケ) 会社概要

企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等，以下の項目を網羅したものを1部綴じて提出する。

- ①設立年，代表者役職及び氏名，資本金，年間売上金額，営業所一覧，従業員数（様式第5号の1）
- ②企業状況表（様式第5号の2）
- ③有資格技術職員内訳表（様式第5号の3）
- ④各役割の責任者業務実績表（様式第5号の4）
- ⑤その他，本事業について，関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は，その関係会社の会社概要も添付すること。

なお，様式を指定しているものであっても，上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

(コ) 特定建設業の許可証明書

建設業法第3条第1項に規定する許可証明書を提出すること（写し可）。

ただし，担当業務内容により，審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

(サ) 同種または類似事業実績表（様式第6号）

様式記載の指示に従い，必要項目を網羅した事業実績表を提出すること。

(シ) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第7号の1）及び役員等氏名一覧表（様式第7号の2）

様式に従い，提出すること。なお，企業グループで応募の場合は，すべての構成員が提出すること。

(ス) 各資格者免許証の写し

有資格技術職員のうち、各代表1名分の資格者免許証(表・裏)の写しを提出すること。

(セ) 監理技術者免許証の写し

施工役割会社における監理技術者免許証(表・裏)の写しを提出すること。

(4) 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の結果は、電子メールで本市から応募者(代表者)に通知する。なお、提案書の提出者として資格が確認された者については、次のとおり提案要請書を郵送する。

ア 通知日 令和4年7月25日(月)

イ 郵送日 令和4年7月25日(月) 発送

(5) 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、本市が提供する配布資料をもとに「9. 提案提出書類作成要領」に従い、事業提案書を作成し、事務局へ持参する。

ア 受付期間 令和4年7月26日(火)～8月5日(金)

受付時間は、開庁日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。

イ 提出書類

「9. 提案提出書類作成要領」によるものとする。

(6) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が、以降の参加を辞退する場合は、事業提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届(様式第8号)を1部、事務局に持参又は郵送により提出すること。

8. 提案書における提示条件

応募者は、「3. 業務範囲」に加え、以下の条件に基づき、提案書を作成する。

(1) 契約を履行できること。

(2) 事業者の資金により公園照明灯の施工を行い、毎年度の業務委託料が本市の希望する金額以下であること。

(3) 本市が定めた灯具仕様に応じた製品を使用すること。

(4) LED灯具以外に各種業務を実施する上で必要な設備・資材等についても対応すること。

(5) 本市の計画及びスケジュールに基づき調査、工事等を遂行できること。

(6) 市内企業の参画など本市への経済波及効果については、具体的な手法及び数値を示すこと。

(7) 本設備の契約終了後の所有権の帰属について言及すること。

(8) その他、この要項に定めることのほか、提案の募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

9. 提案提出書類作成要領

(1) 一般的事項

- ア 使用言語は日本語，通貨は日本国通貨，単位は測量法に定めるものとし，すべてを横書きとする。なお，原則としてフォントはMS 明朝体 10.5 ポイントで統一すること。
- イ 各提案書類には，会社名，住所，氏名，ロゴマーク等，応募者を特定できる表示は一切付してはならない。
- ウ 提案書提出届（様式第 9 号）により提出書類の構成を示した上で，各提出書類に，表紙とインデックスを付け，A4 縦長ファイルに綴じたもので提出すること。
なお，A4 版以外の様式については，A4 版サイズに折り込むこと。
- エ 提出書類部数
10 部（正 1 部，副 9 部）提出すること。
- オ エネルギーに関する換算値
エネルギーに関する計算においては，次の換算値で行うこと。
エネルギー種別 CO₂ 排出係数
電気 0.476 (kg-CO₂/kWh)
- カ 光熱費の算定においては，「公衆街路灯 A」の単価を用いること。

(2) 提案総括表（様式第 10 号の 1）（様式第 10 号の 2）

(3) 現地調査及び電力契約の確認・変更申込に関する提案書（様式 11 号）

既存施設に関する現地調査及び電力契約の確認・変更申込等について記載すること。

(4) 使用機器提案書（様式第 12 号）

使用機器の詳細について，使用する機器の図，当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容，その他，灯具仕様に基づいた内容説明，数値的根拠について記載すること。

(5) 事業資金計画書

ア 事業収支計画書（様式第 13 号の 1）

契約期間中における，本市の事業全体に関する収支計画を作成すること。（用紙は A3 版横書き）

イ 事業者収支計画書（様式第 13 号の 2）

契約期間中の事業収支（事業者分）について記載すること。（用紙は A3 版横書き）

ウ 事業資金計画書（様式第 13 号の 3）

資金調達に関する考え方，外部借入の内訳，金利設定，その他資金調達手法として検討している事項を記入すること。

エ 工事予算等経費計画書（様式第 13 号の 4）

初期投資に係る費用を記入の上，内訳を添付すること。

(6) 維持管理等提案書

ア 維持管理計画書（様式第 14 号の 1）

(ア) 維持管理計画

本設備の維持管理業務に関する計画内容を記載すること。また、コスト削減及び業務水準の向上等の視点で工夫している点があれば、併せて記載すること。加えて、修繕の月次実績報告書式案を添付すること。

(イ) 維持管理見積書

毎年度要する費用と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

イ 緊急時対応提案書（様式第 14 号の 2）

提案の安全性・信頼性・災害時を含む緊急時対応方法の考え方について記載すること。

(7) 工事中の対応・廃棄計画書（様式第 15 号）

工事施工にあたり、安全管理・工程管理等において重要と判断する事項及び工事期間中における既存照明不点灯への対応、町内会及び公園利用者への対応、市内企業の参画に関する内容を記載すること。また、既存設備撤去・設置の際の留意事項並びに撤去後の処理・再利用方法及び本市に対する報告書式案について記載すること。

(8) 契約終了後の対応（様式第 16 号）

契約期間終了後の対応について記載すること。

(9) 本市経済波及効果（様式第 17 号）

本業務の調査、施工、物品調達、維持管理等における流通等のうち本市への経済波及効果を具体的な手法及び数値を用いて記載すること。

(10) 社会的な要請への取り組み体制報告書（様式第 18 号）

働き方改革、SDGs 及び障害者雇用等の社会的な要請への取り組みについて記載すること。

(11) 法令遵守の取組体制報告書（様式第 19 号）

法令遵守（コンプライアンス）の取組に関する考え方について、提出すること。

10. 評価及び評価結果の通知

(1) 評価

選定委員会が次頁の採点表をもとに評価を行い、最優秀提案 1 者及び優秀提案 1 者を選定する。1 項目あたりの評価点に比率をかけたものを各項目別の得点とする。各項目別の得点を合計したものを総合点数とする。

＜仙台市公園照明灯 LED 化事業 採点表＞

審査項目及び各審査項目における詳細項目	評価点 A	比率 B	得点 A×B
①基本的事項（15%）	200		15
本業務の内容を理解し、計画通り遂行できる能力を有すると認められるか （事業内容の理解度、提案の具体性、組織体制、類似実績）	100	10%	10
募集の趣旨を十分理解し、提案内容全体を通して、独自の工夫やノウハウの提案があるか	100	5%	5
②事業の継続性 資金計画（15%）	200		15
経営状況や資金調達計画が信頼できるか	100	10%	10
事業費（業務委託料）の内訳が明瞭かつ妥当であり、事業におけるメリットを十分享受できること。	100	5%	5
③市内経済の活性化（25%）	200		25
本市における経済の活性化に貢献できる提案であるか （市内業者の参画、経済波及効果に関する具体的な数値）	100	15%	15
施工に際し、地域の事情に精通した市内業者が参画する提案になっているか	100	10%	10
④施工計画・施工内容等（15%）	400		15
現地調査の精度を高める具体的な工夫や提案があるか（調査内容、調査方法）	100	3%	3
電力契約の確認及び変更申込の確実性があるか（具体的な手法）	100	3%	3
工事期間中の安全対策が十分に配慮され、工事を短期間が行う工夫があるか （施工体制、施工方法、工程管理、施工管理、安全管理、法令順守）	100	6%	6
施工期間における町内会等との対応や公園利用者への配慮があるか（情報発信、対応方法）	100	3%	3
⑤維持管理（5%）	200		5
工事期間中の既存照明不点灯への対応や、LED灯の維持管理・保証について具体的な提案があり、契約期間の本市との連絡体制及び故障復旧体制が構築されているか （対応方法、管理対象、保証内容、連絡体制、対応体制）	100	3%	3
契約期間満了後の対応について、具体的な提案があるか（設備の引き渡し等）	100	2%	2
⑥灯具について（5%）	100		5
LED灯具は規格・品質を満たした国内メーカーであり、既存灯具のデザイン性を大きく損なうことなく、消費電力が少ない灯具であるか（基本的な灯具選定、灯具の性能、設置実績、消費電力の削減）	100	5%	5
⑦環境及び社会的な要請への対応（10%）	200		10
廃棄物の処理・再利用計画が具体的かつ適正であるか（再利用率、法令順守）	100	5%	5
働き方改革、SDGs及び障害者雇用等の社会的な要請への対応に積極的に取り組んでいるか。	100	5%	5
⑧提示価格（10%）	100		10
事業者最低提示価格/貴社価格×100を評価点とする。 なお、小数点第一位を四捨五入する。	100	10%	10
合計得点		100%	100

(2) 評価の流れ

提案の評価にあたっては、以下の要領で行う。

- ア 応募者からの提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を評価する。
- イ 評価の結果、以下（ア）（イ）（ウ）の基準により最優秀提案者を決定し、契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案者とし、次選交渉権者とする。
 - ・最優秀提案者・優秀提案者決定のための優先順位
 - （ア）合計点数の高い者
 - （イ）評価項目「①基本的事項」「②事業の継続性・資金計画」「③施工計画・施工内容等」の合計得点が高い者
 - （ウ）提示価格が最も低い者
- ウ 最低基準については、以下（ア）（イ）の基準とする。これに満たない企画提案者は最優秀提案者及び優秀提案者として決定しない。
 - （ア）選定委員全員が合計点数6割以上であること。
 - （イ）「①基本的事項」「②事業の継続性・資金計画」「③施工計画・施工内容等」の合計得点が6割以上であること。
- エ プレゼンテーションの際、応募者は必要に応じて本市が用意したパソコン、プロジェクター、スクリーンを使用することが出来る。詳細については、応募者に別途通知する。

(3) 評価結果の通知

- ア 評価結果は、応募者に文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。
- イ 評価結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ウ 応募者ごとの評価結果（提案者名を含む。）は本市のホームページに掲載する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 本市より参加資格があると認められた者であっても、提案書提出時点から評価結果通知までの期間に、「4. 応募条件（2）応募者の要件」の各号のいずれかに該当しないこととなった場合及び「4. 応募条件（3）応募者の制限」の各号のいずれかに該当することとなった場合
- イ 提出期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- ウ 提案書類に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 本募集要項に違反すると認められる場合
- カ 提案者の事業費が限度額を超えている場合

キ プレゼンテーションを欠席した場合

11. 契約に関する事項

(1) 契約の手順

本市と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合に契約締結のための手続きを行う。

(2) 契約の時期

令和4年10月中旬（予定）

(3) 契約の概要

事業者が遂行すべき工事及び維持管理に関する業務内容、支払方法などを定め、本市と事業者との役割や責任、遵守事項を明確化し、確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。なお、事業対象施設の数量に変更が生じた場合、協議により契約を変更できるものとする。

(4) 応募条件を満たさなくなった場合の取り扱い

最優秀及び優秀提案者の選出後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなった時は、契約締結を行わない。この取り扱いにより、最優秀又は優秀提案者に損害が発生しても、本市は賠償する責を負わない。

ア 「4. 応募条件（2）応募者の要件」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。

イ 「4. 応募条件（3）応募者の制限」の各号のいずれかに該当するとき。

ウ 参加表明書及び提案書への虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。

12. 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

ア 事業者は、本要項、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

イ 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

(2) 契約期間中の事業者と本市の関わり

本事業は、事業者の責により遂行され、本市は契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

(3) 本市と事業者との責任分担

ア 基本的な考え

提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として「表：予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

ウ 契約締結が困難となった場合等における措置

契約締結や事業の実施が困難となった場合の措置は、下記のとおりとする。

(ア) 提案書と事業計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、本市は次選交渉権者と協議を行うこととし、優先交渉権者に対して、それまでに要した費用を請求できるものとする。

(イ) 本市の責により事業が中止された場合は、優先交渉権者は提案書で提示した金額を上限に、本市と協議のうえ合意した金額を請求できるものとする。なお、契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定めるものとする。

表：予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
共通事項	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りがあるもの	○		
	提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○	
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○	
	保険	維持管理期間のリスク保証に必要なとなる保険		○	
	事業の中止・延期		本市の責による事業の中止・延期	○	
			周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	○
			設備施工に必要な許可の取得遅延によるもの		○
本市の不注意等による建設許			○		

		可等の遅延によるもの		
		事業者の責によるもの		○
		本市の事業放棄・破綻によるもの	○	
計画・設計段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期（詳細は契約書による）	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○
	設計変更	本市の提示条件，指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
工事	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災などによる工事変更・中止・遅延（詳細は契約書による）	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（建設費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	
	立入許可	必要な施設への立ち入り許可	○	
	用地の確保	資材置き場の確保		○
		設計変更	本市の指示誤り，指示不備によるもの	○
	設計変更	事業者の指示，判断の不備によるもの		○
		工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引渡し	○
	工事遅延・未完工	事業者の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延		○
	工事費増大	本市の指示，承諾による工事費の増大	○	

		事業者の指示, 判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合 (施工不良も含む)		○
	一時的損害	引き渡し前に工事目的物等に関して生じた損害		○
		引き渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○
支払関連	支払遅延・不能	支払いの遅延・不能によるもの	○	
	金利	市中金利の変動		○
	瑕疵担保	隠れた瑕疵等の担保責任 ※	○	
維持管理関連	計画変更	用途の変更等, 本市の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	立入許可	必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大	○	○
	本設備の損傷	本市の故意・過失又は施設に起因する本設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する本設備の損傷		○
	施設損傷	事業者の故意・過失又は本設備に起因する施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による施設・設備の損傷	○	○
	瑕疵担保	本設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	地震による火災・噴火・戦争などの不可抗力による本設備の損傷	○	

	機器の不良	本設備が所定の性能を達成しない場合		○
	光熱費単価	光熱費単価の変動	○	
	エネルギー消費量	機器の使用状況・稼働率等の変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
		上記以外の変動要因の場合	○	○
	第三者への損害賠償	契約期間中に発生した灯具の落下等設備に起因する第三者への損害賠償		○
保証関連	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○
		仕様不適合による施設・設備への損害, 施設運営・業務への障害		○

※本事業遂行に当たって障害となる, 本事業範囲外の不具合

13. 配布資料

(1) 配付資料の内容

応募者に配付する資料は次のとおりとする。

- ア 既存公園照明灯の概要
- イ 既存公園照明灯維持管理費(電気料, 修繕費)

(2) 配付要領

上記ア, イの資料は, 下記の要領により無償で配布する。

ア 配付方法

上記ア, イの資料は, 参加表明書及び資格確認に必要な書類を提出した応募者に配付する。

イ 配付期間

令和4年7月11日(月)～7月15日(金)

ウ 受付時間

開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

エ 配付場所

仙台市建設局百年の杜推進部公園管理課公園マネジメント推進係
〒980-0802 仙台市青葉区二日町12番34号 オンワード樫山仙台ビル4階

(3) 既存施設位置図等【電子データ】は, 評価結果の通知後, 優先交渉権者に提供する。

14. 工事仕様

- (1) 契約後，工事計画書を速やかに作成し，本市と事前に調整を図ること。
- (2) 現地調査及び工事施工については，安全管理を徹底し，事故防止に万全を期すこと。
- (3) 取り外した灯具の取扱いについて，関係法令を遵守するとともに本市が方法を指定した場合は，それに従うこと。
- (4) 工事に係る瑕疵については，契約に基づき事業者の責任とすること。

15. 工事計画

工事計画は，次の基準で作成すること。なお，具体的な工事計画については工事着手前に本市と協議すること。

(1) 工事の優先順位

安定器に PCB 含有の可能性がある，昭和 53 年以前に開園した公園（139 公園）の約 190 灯の公園照明灯について，優先的に施工すること。それが終了次第，設置年度が新しい照明灯から順次施工すること。ただし，既設の公園照明灯で不点灯等故障が発生した箇所またはその他，本市が優先と判断した箇所は，市と調整の上，施工順序を変えて施工すること。

(2) 工事方法

施工する公園照明灯については，本市の指定する方法・仕様等及び工事計画を遵守すること。

(3) 施工業者への説明

施行役割を担当する施工業者への説明会を工事着手前に行い，施工方法や安全管理等工事計画についての内容の周知徹底を図ること。

(4) 市内企業の参画

工事を行うにあたっては，地域の事情に精通した市内企業を優先的に参画させること。

16. 灯具の仕様

(1) 照明器具メーカー

ア 使用する LED 灯具は全て国内メーカーの製品とすること。また，照明器具メーカーは IS09001（品質）及び IS014001（環境）を取得していること。

イ 自治体の所有する公園照明灯または道路照明施設等の ESCO 事業，リース事業等による LED 化事業において，使用された実績のある照明器具メーカーであること。

(2) 規格・構造・性能

ア 使用する LED 灯具については，電気用品安全法その他，関連する JIS 規格等に適合又は同等程度の製品であること。

イ LED 灯具は，既存設備と同等程度の照度を確保することを原則とし，可能な限り照度分布図により確認できること。

- ウ LED 灯具の光色は、昼白色・電球色等に対応できること。
- エ 定格寿命は、60,000 時間（光束維持率 70%）以上とすること。
- オ 防塵・防水性能は、従来の防雨型に相当する IP23 以上とすること。
- カ LED モジュール制御装置が器具内もしくはポール内に収納できる構造であること。
- キ 交換する灯具は、既設灯具のデザインを大きく損なわない灯具を選定すること。本体色は、既設ポールに応じて色を選定すること。ただし、既設設備の状況に応じて、市と調整のうえ決定すること。
- ク 既設灯具に遮光板が設置されている箇所は、同様に遮光板を設置し、本事業に含むこと。上方向遮光機能が備わっている公園照明灯は同等の機能を有すること。ただし現場状況により不要とされるものがあることから詳細については、本市と協議のうえ決定すること。
- ケ 既設照明灯ポールに設置できる構造とし、耐久性に優れたアダプター等を用いて設置することも可とする。
- コ 現地調査の結果、老朽化等により既設ポールに安全性が確保できない場合、代替案の提案を行うこと。詳細については、本市と協議のうえ決定すること。

(3) デザイン灯に関する構造・性能等

ア ランプ交換の場合

- (ア) 既設灯具を利用し、LED ランプ（定格寿命 40,000 時間 光束維持率 70%以上）に交換する。
- (イ) 既設灯具設備と同等の照度を確保すること。可能な限り、照度分布図等で確認ができること。
- (ウ) 現地調査の結果、ランプ重量や放熱、老朽化等により既設灯具に安全性が確保できない場合、または、ランプ交換では対応できない場合、灯具交換を行うこと。詳細については、本市と協議のうえ決定すること。

イ 灯具交換の場合

- (ア) 灯具交換に際し、アーム先端にアダプター等が必要な場合はこれを設置し、灯具交換を行う。
- (イ) 灯具の性能等は、上記（2）を基本とするが、詳細については本市と協議のうえ決定すること。
- (ウ) 既設灯具と同等程度の照度を確保すること。可能な限り、照度分布図等で確認ができること。
- (エ) 交換する灯具が既設と大きくデザインが異なる場合は、本市と調整のうえ決定すること。